

会 議 録

会議の名称	令和５年度 第３回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	令和６年３月１１日（月） 午後７時から８時まで
開催場所	西東京市役所 田無第二庁舎４階会議室
出席者	（出席委員） 齋藤副座長、鵜野委員、遠藤委員、小川委員、鈴木委員、玉置委員、堤委員、平田委員、宮川委員、矢野委員 （欠席委員） 吉岡座長、宮川委員、宮田委員、和田委員 （事務局） 高齢者支援課介護事業者係職員 ４人
議 題	（１） 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について（令和６年度改正） （２） 西東京市地域密着型サービス事業所の指定申請等について （３） その他
会議資料の名称	資料１ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（概要） 資料２ 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録

会議内容

1 開会

座長が欠席のため、副座長及び出席委員の了承の上、事務局が議事を進行
開会の挨拶

○事務局：
資料の確認

2 議題

(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について(令和6年度改正)

○事務局：
議題の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について(令和6年度改正)、資料1に基づき説明。

○委員：
今回、協力医療機関との連携といった法改正がなされるようであるが、このあたりは地域の医療機関と介護との連携で、以前から言われていたことである。西東京市医師会員約180名中、在宅医は20名から30名ほどいたと思うが、グループホームなどの施設に診療にうかがう地域の医師は5名くらいである。グループホームなどの介護施設は看取りなども重要になっていくが、グループホームによっては、看取りを実施していないので、急変したらすぐに病院へ連れていくしかないという施設もある。人員配置の面でも、医師が常駐しているわけでもなく、看護師の配置も必須ではないため、現実的に地域の医療も連携しづらい面もある。結果として、協力医療機関が地域の医療機関ではなく、市外の遠方の医療機関であるという施設もあり、法改正だけでなく、具体的な対策などがあるとよい。また、制度の話でもあるので、国や都に提言するなどが、根本的解決に必須になると思う。

○事務局
本委員会でいただいたご意見は、事業者 directly 伝えたり、医療と介護の連携について議論する委員会など関係機関とも連携して、浸透させていきたい。また、国や都とも連携を深めていきたい。

○委員
協力医療機関の部分で、「常時相談体制を確保すること」とあるが、これは、24時間ということか。

○事務局
現状では、厚生労働省による解釈通知やQ&Aが示されていないため、そのあたりが提示されたらお伝えしたい。

○委員

在宅医療であれば、常時といったら24時間のことを指すため、この場合においても24時間であると思われる。

○委員

これまでの意見の中で、グループホームによっては地域の医療機関との連携が十分でない施設があるとのことだが、その要因は何かあるか。

○事務局

ほとんどのグループホームは地域の医療機関を協力医療機関として連携しているが、中には地域の医療機関とうまく連携できていないところもある。要因としては、全国的にグループホームを展開するような法人の中には、その営業エリアごとに連携する医療機関が決まっているなど、法人の考えによるものと思われる。

○委員

補足すると、医療における診療報酬の違いもあるのではと思う。かつては、在宅診療とグループホームなどの施設の入居者の診療報酬はほぼ同額であった。しかし、20年ほど前に、施設などの入居者に対する診療報酬が在宅診療と比べて3分の1ほどになってしまったことも、要因の1つかもしいない。

○事務局

本委員会でもいただいたご意見を踏まえ、地域密着型サービス事業者の質の向上を図っていきたい。本議題はここまでとし、次の議題とする。

(2) 西東京市地域密着型サービス事業所の指定申請等について

○事務局：

西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請等について、資料2より「1 協議案件」の(1)地域密着型通所介護事業所新規指定に基づき説明。

○委員

これからできる施設とのことで、どのようなサービスをするのか、実際に見学ができればありがたい。

○委員

地域との交流で近隣保育園との交流を図りたいとあるが、具体的にどこか。

○事務局：

現時点では、芝久保保育園との交流を図りたいと伺っている。

他に意見等がないようであれば、引き続き、資料2より「2 報告案件」の(1)地域密着型通所介護事業所廃止及び(2)運営法人変更に伴う廃止・新規指定に基づき説明。

○委員

廃止の要因は何か。

○事務局

デイサービスわがやは、採算性によるものだとうかがっている。運営法人変更による廃止・新規指定の案件については、これまで運営していた株式会社ウェルリソースより、西東京市内のデイサービス事業を譲渡する方向で調整した結果、廃止及び新規指定となったとうかがっている。

他にご意見等がなければ、以上とする。

(3) その他

○事務局：

他になければ、本日の会議は以上とする。今年度の本委員会は、これにて終了となる。1年間の感謝を申し上げる。

来年度、改めて関係機関に委員就任の依頼を行う。

以上